

1 会議の名称	令和6年度第1回江別市固定資産評価審査委員会
2 開催日時	令和6年10月8日（火）午前10時03分～
3 開催場所	江別市役所 本庁舎西棟2階 会議室1号
4 議題・報告事項等	・委員長の互選について ・委員長職務代理者の指定について ・報告事項 （1）令和6年度 土地価格等縦覧帳簿 及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について （2）固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について
5 出席者名	固定資産評価審査委員会 ： 佐藤 允 委員 小林 敏道 委員 長内 香 委員 事務局長 松井 謙祐 事務局書記 澤田 明子 江別市総務部長（固定資産評価員） 白崎 敬浩 江別市総務部財務室資産税課長 天野 保則 江別市総務部財務室資産税課土地係長 山口 大介
6 会議資料	報告(1) 年度別（令和4～令和6年度）の縦覧及び閲覧状況 報告(2) 固定資産評価審査委員会に対する審査申出件数の推移

江別市固定資産評価審査委員会議事録

佐藤委員長	それでは、令和6年度第1回江別市固定資産評価審査委員会を開会いたします。 次第の2の(1)、委員長の互選についてですが、江別市固定資産評価審査委員会条例第2条第5項の規定により、委員長の任期は1年となっており、現在の委員長の任期は、令和5年10月13日から本年10月12日までとなっています。 そこで、10月13日からの委員長について、同条例第2条第2項の規定により、委員の中から互選で選出したいと思いますが、どなたがよろしいでしょうか。
小林委員	引き続き佐藤委員にお願いしたいと思います。
佐藤委員長	私、佐藤とのご意見がありましたが、よろしいでしょうか。
長内委員	よろしくお願いします。
佐藤委員長	それでは、10月13日からの委員長は私がお引き受けしたいと思います。よろしくお願いします。 次に、(2)委員長職務代理者の指定についてですが、江別市固定資産評価審査委員会条例第2条第4項の規定に基づき、10月13日からの職務代理者については、委員長から指名いたします。小林委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
小林委員	はい。
佐藤委員長	よろしくお願いします。 続きまして、本日の会議の議事録署名委員については、長内委員にお願いしたいのですがいかがでしょうか。
長内委員	はい。
佐藤委員長	それでは、長内委員、よろしくお願いします。 次に、3その他の(1)、報告事項のア、令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について、報告願

江別市固定資産評価審査委員会議事録

天野資産税課長	います。資産税課長、お願いいたします。 令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等についてご説明いたします。 資料1をご覧ください。この資料は、縦覧帳簿の縦覧者数と、縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧者数について、江別市と近隣市の状況を年度別にまとめたものです。 縦覧は、固定資産税の納税者が、市内の土地や家屋の価格等を縦覧帳簿で縦覧して、自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の方が所有する評価額を比較することができる制度です。 また、閲覧は、固定資産税の納税義務者が、自己の所有する資産が記載された固定資産課税台帳を見ることができる制度です。 この縦覧・閲覧制度は、関係者に固定資産税の課税標準となる固定資産について知らせ、価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をする機会を与えようとするものです。 当市における令和6年度の縦覧期間は、4月1日月曜日から最初の納期限の日の5月31日金曜日まで、縦覧者は5名、閲覧者は297名となり、昨年度と比較して、縦覧者は4名の増加、閲覧者は109名の増加となりました。 以上です。
佐藤委員長	ただ今報告のありました件について、ご意見やご質問はありませんか。
各委員	(なし)
佐藤委員長	次に、イの固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について、報告願います。事務局長お願いいたします。
松井事務局長	それでは、固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について、ご報告いたします。 今年度、当市に対する審査の申出はございませんが、全国の状況につきましては、資料2をご覧ください。 こちらは、一般財団法人資産評価システム研究センターの資料で、3年に1度実施されます評価替え、資料では基準年度と記載されており、直近では令和3年度が該当いたしますが、全国的に基準年度における審査申出件数が多く、それ以外の年度は少ない

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	状況となっております。 報告は、以上でございます。
佐藤委員長	ただ今報告のありました件について、ご意見やご質問はありませんか。
各委員	(なし)
佐藤委員長	次に、(2)のその他ですが、委員の皆さんから何かございませんか。
長内委員	地価の上昇に伴う固定資産税の上昇を抑えるために様々な調整を行っているとのことですが、どのような調整を行っているのか、簡単でいいのでお聞かせ願えますか。
天野資産税課長	地価上昇によって、土地の評価額が評価替えのタイミングで急に上がると、直接税負担の上昇を招いてしまいます。それを緩和するために、評価額は基本3年間変動しないのですが、税率を乗じる前の課税標準額を一定程度下げ、評価額に近づくまで、毎年課税標準額を5パーセントずつ上げていく負担調整措置があります。 そのほか、税負担を緩和する措置としては、土地の上に住宅がありますと、住宅用地の特例措置や、家屋に関しても、新築後3年又は5年の軽減措置などがあります。 概要としては以上になります。
長内委員	5パーセントというのは一律ですか？
天野資産税課長	基本、一律です。
長内委員	ありがとうございます。
佐藤委員長	事務局から何かありますか。
松井事務局長	ございません。
佐藤委員長	他になれば、これをもちまして、本日の江別市固定資産評価

江別市固定資産評価審査委員会議事録

閉会	審査委員会を閉会いたします。 皆様、お疲れさまでした。 (終了時刻：午前 10 時 15 分)
----	---